平成28年第8回(9月) 農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成28年9月9日(金)

開 会10時00分 閉 会11時01分

- 2. 開催場所 吉富フォーユー会館 3 階会議室 3
- 3. 出席委員

委員の定数16名出席委員数16名欠席委員数0名

出席委員の氏名

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます。

皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、事務局長の赤尾が議会の福祉産業建設委員会のため欠席となっています。

それでは、ただ今より平成28年第8回(9月)総会を開催いたします。

それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いい たします。

是木会長

委員の皆さん、お忙しい中また暑い中ご出席いただきまして、 有難うございます。台風が九州に来ましたが、大きな被害もなく 何よりです。そろそろ稲刈りが始まりますので皆さんお身体に気 をつけられて、今年の収穫が無事に終わっていただきたいと思い ます。

それでは、ただいまから平成28年第8回(9月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には賀部委員、是木則幸委員のお二人を指名いたします。

それでは、議事に入ります。「議案第10号 農地法第4条第 1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局 より順次説明をお願いします。

事務局

1ページをご覧ください。「議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」です。この案件は、共有の農地を駐車場に転用する案件です。

申請農地:吉富町大字広津763番地2 畑 107㎡

申請 人:熊本県上益城郡益城町大字惣領〇〇〇〇番地〇〇

Y. K(持分1/2)

北九州市小倉南区企救丘〇丁目〇〇番〇〇号 Y. M(持分 1/2)

転用理由:駐車場

(その他議案内容朗読及びP2からP9説明)

農地区分については都市計画用途区域内「第1種住居地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。 よろしくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします

菊委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。自分もここに畑があるとは知りませんでした。周辺が全部宅地となっており問題ないと思われます。

是木会長

菊委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お 願いします。

各委員 是木会長 (質疑なし)

ございませんようでしたら、議案第10号については承認する ことにご異議はござませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

それでは、議案第10号に関しては承認することと決します。 続きまして、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定によ る許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願 いします。

事務局

10ページをご覧ください。この案件は、この農地3筆を第三者へ所有権移転の伴う転用です。

申請農地:吉富町大字別府205番地 田 422㎡

吉富町大字別府 2 0 6 番地 田 6 1 7 ㎡ 吉富町大字別府 2 0 5 番地 田 1, 0 6 4 ㎡

計 2, 103㎡

譲渡人:吉富町大字土屋〇〇〇番地 I.H

譲 受 人:吉富町大字土屋〇〇〇番地

侑 I 建設 代表取締役 I. H

転用理由 : 戸建住宅14棟

(その他議案内容朗読及びP11からP27説明)

平成4年6月(別府206)及び平成19年2月(別府205・208)に県より農振除外の許可が下りている案件です。

今回自己所有地の別府209・210番地を含めて戸建住宅を 建築する計画となっています。水路敷用途廃止申請が提出されて います。廃止分の水路敷については、同等の面積で交換申請が提 出されています。道路につきましては、町への寄附採納願いが提 出されています。転用許可後には町道となる予定です。

農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。

是木会長

それでは、地元委員の土屋委員さん、申請地の状況や聞き取り 内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。

土屋委員

ただ今の事務局の説明のとおりでございます。戸建住宅14棟の転用計画です。水路については、払下げ申請後付け替えを行うようになっています。隣地につきましても承諾書等が添付されていますので問題はないと思われます。排水についても、合併浄化槽で処理するということですし、問題ないと思われます。

是木会長

土屋委員並びに事務局より説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お 願いします。

若山委員 事務局 生活排水及び雨水の排出先はどこか?

今度新たに出来る道路の側溝となり、ほ場整備の排水路に接続されます。

若山委員 事務局 その水路は、用水できないのか?

排水路のため、用水することはできません。

若山委員 直江等下流には影響しないのか?

土屋のほ場整備までは影響がありませんが、それから下流区域 については若干の影響はあると思われます。

高原委員

今後大規模な転用等があった場合は、下流の水利委員さんにも 確認をしてほしい。

事務局

現在排水については、公共下水道か合併浄化槽の申請がほとんどとなっていますので、地元の水利委員さんの同意となっています。今後については、検討をいたします。

高原委員

どこに道路と水路ができるのか?

事務局

P 1 5 · P 1 6 で説明。

若山委員

水路の振替えが分かりにくい。

事務局

振替水路及び道路を、ホワイトボードに図示して説明。

是木会長

他に発言のある方は挙手お願いします。

各委員

(質疑なし)

是木会長

ございませんようでしたら、議案第11号については承認する ことにご異議はござませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

それでは、議案第11号に関しては承認することと決します。 続きまして、「議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の 変更について」を上程いたします。今回3件あるようです。事務 局より説明をお願いします。

事務局

「議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について」です。これは、4・5条申請に向けての除外申請が町へ提出され、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。

それでは28ページをお開きください。まず番号1です。

土地の所在:吉富町大字広津1196番1 田

1, 467 m²の内 15 m²

吉富町大字広津1196番4 田

260㎡の内 38㎡

吉富町大字広津1196番5 田

88m²の内 23m²

吉富町大字広津1200番1 畑

352m²の内 250m²

吉富町大字広津1201番1 田

615㎡の内 95㎡

計画変更の目的:敷地の拡張

今回娘さんが、広津1201番1に住宅を建築するために除外申請の相談にみえられたところ、一部無断転用が発覚したための除外申請です。1200番1に建っている農舎については届け出がされています。

今回は、今後こういったことを絶対にしないという始末書が添付されていますし、県も「第1種農地例外要件:住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」という事で転用やむなしの意見をつけている場所です。

続きまして番号2です。

土地の所在:吉富町大字広津1201番1 田

6 1 5 m²の内 5 2 0 m²

計画変更の目的:専用住宅建設

この農地の所有者の娘さんが家を建てるための除外申請です。

番号1と同様に「第1種農地例外要件:住宅その他申請に係る 土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上 必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」という事で転用 やむなしの意見をつけている場所です。

続きまして番号3です。

土地の所在:吉富町大字楡生142番2 畑 418㎡ 計画変更の目的:専用住宅建設

この農地を第三者に売買するための除外申請です。近年この周辺 が宅地造成されている地域となります。この地域も先ほどの案件 と同様に「第1種農地例外要件:住宅その他申請に係る土地の周 辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施 設で集落に接続して設置されるもの。」という事で転用やむなし の意見をつけている場所です。

(他資料内容朗読説明)

以上説明しました判定が想定される案件でありますので、その 辺を考慮のうえご審議ください。

是木会長

事務局より説明がありました。委員の皆さんにご意見をいただ きたいと思います。案件についてご意見はございませんか。発言 のある方は挙手お願いします

各委員 是木会長 (質疑等なし)

それでは、議案第12号につきまして、除外に特段の問題なし ということで、書面としては「住宅その他申請に係る土地の周辺 の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設 で集落に接続して設置されるもの」で除外については、支障ない ものと認めるとの意見具申をおこなってよろしいでしょうか。ご 異議ございませんか。

各委員 是木会長 (異議なし)

では、「議案第12号 吉富町農業振興地域整備計画の変更」 につきましては先程の意見を具申したいと思います。

次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定によ る通知について」であります。事務局より説明をお願いいたしま す。

事務局

40ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定に よる通知について」です。利用権の合意解約となります。

今回の案件は、O. KさんとO. Hさんの永小作の解約です。 耕作者の〇. Hさんが耕作できなくなったための解約です。

是木会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はご ざいませんか

各委員

(質疑なし)

是木会長 それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情 報交換となっていますがなにかありませんか?

(各地区内での情報交換) 荒廃農地について その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。 予定どおり、10月7日(金)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。 (異議なし) 是木会長 それでは、これをもちまして平成28年第8回(9月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 11時01分 閉会